

現行のレセプトの分析に当たっての留意点について

杏林大学医学部総合医療学教室非常勤講師
(東京都社会保険診療報酬支払基金副審査委員長)
井原 裕宣

1. 現在のレセプトについて

- ・ レセプトはカルテではない！
- ・ レセプトとは、医療機関で行われた診療行為等を、診療報酬請求ルールに基づいて記載、作成されたものである。
- ・ 従って、「データ分析に使用する」という視点から作成されているものではないので、データ分析上、必要不可欠なデータ記載がされていない場合がある。また、様々な理由から不適切と思われる記載がされている場合もある。
- ・ 「ICD10コード」と「審査」の整合性、「未コード化傷病名」、「疑い病名」の処理方法等を整理する必要がある。(資料2-1、資料2-2)

2. データ分析について

- ・ 集計されるデータは、可能な限り信頼性、公平性等を確保することが重要と思われる。
- ・ そのためには、現在のレセプト処理の流れの中で、どの時点でデータ集計を行うのが良いかについて検討する必要がある。
- ・ 現在のレセプトでも、データの集計は一定の条件設定下で可能であるが、そこから分析できる項目を選定する必要がある。
- ・ 一つの例として、診療報酬点数表は、「包括」と「出来高」が混在しており、「包括されている項目」は、「包括の種類」ごとに異なっていることがある。
(資料2-3)
- ・ 現時点では、
 - I. 分析したいデータをレセプトから抽出する。
 - II. レセプトからデータ集計して分析を行う。IとIIの方法を、目的により適宜選択することが望ましいのではないかと？
- ・ 今後の課題として、データ分析の信頼性等を高めるためには、何をすべきかを検討する必要がある。

傷病名コード	傷病名基本名称	ICD10
2500015	2型糖尿病	E11
8841695	2型糖尿病・関節合併症あり	E116
8841692	2型糖尿病・眼合併症あり	E113
8841690	2型糖尿病・ケトアシドーシス合併あり	E111
8841689	2型糖尿病・昏睡合併あり	E110
8841693	2型糖尿病・神経学的合併症あり	E114
8841691	2型糖尿病・腎合併症あり	E112
8841697	2型糖尿病・多発糖尿病性合併症あり	E117
8841696	2型糖尿病・糖尿病性合併症あり	E116
8841698	2型糖尿病・糖尿病性合併症なし	E119
8841694	2型糖尿病・末梢循環合併症あり	E115
8830039	2型糖尿病合併妊娠	O241
8843106	2型糖尿病性壊疽	E115
8843990	2型糖尿病性黄斑浮腫	E113
8830040	2型糖尿病性ケトアシドーシス	E111
8830041	2型糖尿病性昏睡	E110
8830042	2型糖尿病性腎症	E112
8843991	2型糖尿病性腎症第1期	E112
8843992	2型糖尿病性腎症第2期	E112
8843993	2型糖尿病性腎症第3期	E112
8843994	2型糖尿病性腎症第3期A	E112
8843995	2型糖尿病性腎症第3期B	E112
8843996	2型糖尿病性腎症第4期	E112
8843997	2型糖尿病性腎症第5期	E112
8830043	2型糖尿病性ニューロパチー	E114
8830044	2型糖尿病性ミオパチー	E114
8830045	2型糖尿病性網膜症	E113
2501005	糖尿病性ケトアシドーシス	E141
8838067	糖尿病性高コレステロール血症	E146
2504004	糖尿病性虹彩炎	E143 ☆
8838068	糖尿病性骨症	E146
2502006	糖尿病性昏睡	E140
8838069	糖尿病性神経因性膀胱	E144
2505011	糖尿病性神経痛	E144
8838070	糖尿病性自律神経ニューロパチー	E144

傷病名コード	傷病名基本名称	ICD-10
8838071	糖尿病性腎硬化症	E142
2503005	糖尿病性腎症	E142
2503007	糖尿病性腎不全	E142
8838072	糖尿病性精神障害	E146
8838073	糖尿病性そう痒症	E146
8838074	糖尿病性多発ニューロパチー	E144
8838075	糖尿病性単ニューロパチー	E144
2504005	糖尿病性中心性網膜症	E143 ☆
8838076	糖尿病性低血糖性昏睡	E140
8838077	糖尿病性動脈硬化症	E145
2506011	糖尿病性動脈閉塞症	E145
8838078	糖尿病性ニューロパチー	E144
2504006	糖尿病性白内障	E143 ☆
2507029	糖尿病性皮膚障害	E146
8838079	糖尿病性末梢血管症	E145
8838080	糖尿病性末梢血管障害	E145
2505018	糖尿病性末梢神経障害	E144
8838081	糖尿病母体児	P701
2504013	糖尿病網膜症	E143 ☆

診療報酬点数表における「包括」の例

1. DPC

○包括評価部分

包括評価の範囲

・ホスピタルフィー的要素

入院基本料、入院基本料等加算（入院時医学管理加算、地域医療支援病院入院診療加算等に限る）、医学管理等（手術前医学管理料及び手術後医学管理料に限る）、検査（病理学的検査診断・判断料、カテーテル検査（心臓、肺、肝臓、膵臓）、内視鏡検査、診断穿刺・検体採取料を除く）、画像診断（画像診断管理加算1、画像診断管理加算2及び選択的動脈造影カテーテル手技を除く）、投薬、注射、1,000点未満の処置料、手術・麻酔の部で算定する薬剤・特定保険医療材料以外の薬剤・材料等

※ 選択的動脈造影カテーテル手技：区分E003に掲げる造影剤注入手技（「3」の「イ」に規定する主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影した場合に限る。）

○出来高部分（「医科点数表」に基づいた評価が行われる。）

出来高部分の範囲

・ドクターフィー的要素

入院基本料等加算（入院時医学管理加算、地域医療支援病院入院診療加算等を除く）、医学管理等（手術前医学管理料及び手術後医学管理料を除く）、在宅医療、リハビリテーション（薬剤料を除く）、精神科専門療法（薬剤料を除く）、手術、麻酔、放射線療法、病理学的検査診断・判断料、カテーテル検査（心臓、肺、肝臓、膵臓）、内視鏡検査、診断穿刺・検体採取料、画像診断（画像診断管理加算1、画像診断管理加算2及び選択的動脈造影カテーテル手技に限る）及び処置料（基本点数が1,000点以上の処置に限る）等

・手術・麻酔の部で算定する薬剤・特定保険医療材料

2. 小児科外来診療料

当該患者の診療に係る費用は、A000初診料、A001再診料及びA002外来診療料の時間外加算、休日加算、深夜加算及び小児科特例加算、B001-2-2地域連帯小児夜間・休日診療料、B010診療情報提供料（Ⅱ）並びにC000往診料（往診料の加算を含む。）を除き、すべて所定点数に含まれる。

（平18.9.27 保医発 0927001）

3. 入院基本料

老人特定入院基本料、療養病棟入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料及び老人一般病棟入院医療管理料に含まれる画像診断及び処置並びにこれらに含まれない薬剤及び注射薬

一 これらに含まれる画像診断

写真診断（単純撮影（エックス線診断料に係るものに限る。）に限る。）

撮影（単純撮影（エックス線診断料に係るものに限る。）に限る。）

二 これらに含まれる処置

創傷処置（手術日から起算して14日以内の患者に対するものを除く。）、喀痰吸引、排便、酸素吸入、酸素テント、皮膚科軟膏処置、膀胱洗浄、留置カテーテル設置、導尿、腔洗浄、眼処置、耳処置、耳管処置、鼻処置、口腔・咽頭処置、間接喉頭鏡下喉頭処置、ネブライザー、超音波ネブライザー、介達牽引、消炎鎮痛等処置、鼻腔栄養、老人処置

三 これらに含まれない薬剤（療養病棟入院基本料2及び有床診療所療養病床入院基本料2に係る場合に限る。）

腫瘍用薬（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）及び疼痛コントロールのための医療用麻酔

四 これらに含まれない注射薬（老人特定入院基本料及び老人一般病棟入院医療管理料に係る場合を除く。）

腫瘍用薬（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）（療養病棟入院基本料2及び有床診療所療養病床入院基本料2に係るものに限る。）、エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）及び疼痛コントロールのための医療用麻酔

（平18.3.6 厚生労働省告示第93号）

（最終改正；平18.6.30 厚生労働省告示第400号）